

## 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

### 骨子案 意見 (2)

全国女性シェルターネット 近藤恵子

#### 5. 支援の内容

##### (3) 相談支援

- ・相談支援計画の策定主体はあくまで当事者本人である。初期段階の相談から、回復支援、生活再建自立までのすべての段階で、当事者女性が参画する支援計画策定を原則とする旨、明記すべきである。

##### (4) 一時保護

- ・一時保護の委託契約については、困難な問題を抱える女性の支援にかかわる多様な支援団体・施設等との契約を拡充すべきである。緊急対応シェルター、ステップハウス、立ち寄り宿泊カフェ、妊娠・出産対応の専門シェルター、外国籍女性対応シェルター、LGBTQ対応シェルター等、当事者のニーズに応じた専門的なシェルターの拡充を図る必要がある。
- ・当事者がアクセスし、支援を求められた(一時保護契約)団体等は、必要に応じて即時に一時保護を開始することができるものとする。(北海道モデル参考)
- ・支援団体等は、一時保護開始後、当事者が必要とする関係機関に対してすみやかにケース検討会議の開催を求めることができる。
- ・一時保護の期間を設定する必要はないし、解除という考え方は不適切である。緊急対応から次のステップへと当事者のニーズに沿って支援内容・連携先が変化していく。当事者を中心とした多機関対応の継続伴走型支援を明記すべきではないか。

#### 6. 支援の体制

##### (1) 三機関の連携体制

##### (2) 民間団体との連携体制

##### (3) 関係機関との連携体制

- ・当事者支援にかかわるすべての関係機関・団体が、対等な連携協力関係のもと、当事者を中心とする柔軟な支援体制を構築する。
- ・当事者の必要に応じて、随時ひらかれるケースカンファレンスやワーキングチームの形成など、対等な連携協力のモデルを示してはどうか。

札幌市のLINK(若年女性支援ネットワーク)では、ホットライン、シェル

一、性暴力被害者ワンストップセンター、産婦人科、育児支援団体、児童相談所、乳児院、精神科、保健福祉部局、などの担当者が随時ケース検討会議を開催し、当事者の意向に沿って支援を続けている。

- ・ケースによっては、公的支援機関につながらずにサポートが継続、完了する場合もある。ケースの報告や情報共有は必要であるが、当事者の選択による支援先の活用及び連携先について、柔軟な対応が求められる。

## 7. 支援調整会議

- ・上記の通り、当事者参画のケース検討会議を土台として、必要とされるレベルの会議を随時開催できるものとする。

## 10. 調査研究等の推進

- ・全国女性シェルターネットからの提案別紙

## 11. 基本方針の見直し

- ・法律の附則抄(検討)第二条では、公布後三年を目途として、権利擁護及び支援の質的評価の仕組構築を検討することとなっているが、三年を待たず、法律の施行とともに権利擁護と政策評価の仕組みを整備すべきである。
- ・少なくとも、当事者が苦情申し立てできる制度については、急ぎ方針化すべきである。

## 統計把握

日本においては、支援実態の統計的な把握は多くの難点を抱えている。現在の婦人相談所の統計は、そのような観点から支援活動や被害者のニーズを把握するようになっていない。多くの自治体は、婦人相談所の業務としての統計と、DV 施策としての業務統計の二つのアプローチを混ぜながら、公表しているようである。しかし、中核的な面談や一時保護部分の統計が有用なものではないので、なかなか統計からその実態に迫ることができない。例えば相談ケースの DV の種類（例 性的 DV、精神的 DV）までまとめて公表しているものは少ない。児童虐待との関係が焦点になるにつれて、近年ようやく、DV 相談ケースにおける児童虐待関連ケースのカウントは始められた。そこで、今後は以下のような方針を取り入れることを提案したい。

### ①DV 相談ケース数の把握について

- ・どの窓口に来てきたものを集計対象とするのかを明確化し、また対象となる窓口でのカウント方法も統一化すべきである。例えば、ある県の業務概要では、県内各地の市町村の行政の多様な窓口に来たものをすべて記録した上で、そのうちの配暴センターに来たものだけを、DV 相談ケースとして全国の統計として報告しているように読める。しかし別の自治体では、福祉事務所、DV センター、保健所、役所の窓口などに来たケースをすべて含めていた。
- ・婦人相談所の統計では、「主訴」で DV にあたるものだけをカウントしている場合が見受けられる。1 つのケース、1 つの面談で主訴は 1 つという分類方法である。しかし、別の市町村の配暴センターでは、その日の面談の主訴以外にも、これまでの経緯から DV の事案でもあることがわかっているものは、DV 相談としてカウントしている。どちらの方針を取るかによって、数字はかなり変動する。実態を深く把握するためには、「主訴」だけで切り捨ててしまわない方が良い。
- ・どこまでを DV としてカウントすべきか。例えば、現在の DV 防止法では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの DV までを範囲としている<sup>1</sup>。しかし、同居しない交際相手からの DV やそれ以外のファミリー・バイオレンスの相談も来ているのは確かであり、参考値としてそれらも集約はしておくべきではないだろうか。現在の統計では、ある自治体ではこのように同居しない交際相手からの相談があっても「DV 相談件数」に入れていないと思われるが、その一方で、「DV 相談+（プラス）」などの集計ではそのような除外はしていないのではないかと。これら異なる方針による値が足しあげられている可能性がある。

---

<sup>1</sup> DV 防止法第二十八条の二（この法律の準用）によって、同法上の「配偶者からの暴力」つまり DV は、「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力」に読み替えるものとされている。

## ②のべ数とケース数

相談ケースや相談対応を分析するためには、のべ対応数とケース数（実人数）の両面から見ていくことは当然必要なことである。1人の人が何十回もきた結果として件数を押し上げていることもあれば、たくさんの方が相談が来るけれども、対応の質が悪く2度とこないために1回きりで終わるケースが多いとか、重篤なケースを本気で対応しようとしたら、何度かは電話・面談・同行をすることがあるからだ。また、のべ数では、クロス集計などの分析ができない。しかしながら「のべ数」だけ出しているものが、国だけでなく自治体の資料などでも相当多くみられる。匿名でもかけられる電話相談などでは、同一ケースかどうかを確認して記録することができないので、当然、のべ数でしか集計できない。そこで、面談と電話相談は安易に合計すべきではなく、電話を除き、面談以降のものだけは、のべとケース数は両方出すべきである。そのことによって、ようやくクロス集計による相談者層や支援行動の分析把握が可能になる。

## ③面談のカウント方法

婦人相談所の統計を読むと、「面談」とはどんなことを指してカウントしているのかあいまいであることがわかる。また、一時保護中の面談はカウントされていない可能性がある。何を「面談」としてカウントするのかを確定すべきである。